

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

449-50

14/6/15

毎月2回1日、15日発行

1996年4月23日

第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

日韓モンゴルのNGOが共催 市民フォーラム(ニューヨーク)

北東アジア非核兵器地帯の設立へ 市民社会の声を国連に届ける

2015年NPT再検討会議第3回準備委員会に関する報告は次号。本号ではNPT関連資料2点、「海外派遣」報告を掲載。

2014年4月、15年NPT再検討会議第3回準備委員会が開催されている国連本部(ニューヨーク)において、長崎・広島市長が北東アジア非核兵器地帯の設立を支持する543名の自治体首長署名を国連事務総長へ提出した。さらに日韓モンゴルNGO共催の市民フォーラム「北東アジア非核兵器地帯へ、今、行動の時」を開催。国連軍縮局、国連事務総長諮問委員会委員、長崎・広島市長を初め、米中ロ日韓5か国の政府代表部関係者など約70人が参加した。



2014年4月28日、ニューヨーク
国連本部・事務総長会議室。

国連軍縮諮問委員会の勧告を生かす

我々、日韓のNGOは、2003年以来、北東アジア非核兵器地帯(NEA-NWFZ)設立への努力が、「核兵器のない世界」へむけて大きく寄与するとの観点から、NPT再検討会議の場などで、NEA-NWFZ設立を求めるワークショップを開催してきた。今年の第3回準備委員会では、我々は、この機会を、ワークショップ開催のみならず北東アジア非核兵器地帯を求める声を国連に直接届ける場として位置づけた。

その背景には、2013年に北東アジアの非核化につき状況を変える新たな出来事が続いたことがある。まず7月、国連事務総長の軍縮諮問委員会が「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動を検討すべきである」との画期的な勧告¹を行った。また13年9月の国連ハイレベル会合において、モンゴルのエルベグドルジ大統領は、NEA-NWFZの設立への検討を行う非公式の場を準備する用意があることを表明した²。一方で、核兵器の非人道性を訴え、「核兵器がふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっています」とする「核兵器の不使用を求める共同声明」への賛同が広が

りを見せた。10月の国連総会に提出された4回目の声明には125か国が賛同し、「戦争被爆国」である日本政府が初めて賛同した³。

543自治体首長署名を 国連事務総長に初めて提出

今回の取り組みは、北東アジア地域の市民社会

今号の内容

国連事務総長に提出！ 543名の自治体首長署名

<資料1>ランディ・ライデル氏の発言

<資料2>北東アジア非核地帯NGO共同声明

NPT関連
<資料>マーシャル諸島外相演説
<資料>米備蓄核弾頭ファクトシート
NPT準備委員会派遣報告 中村充孝

粗雑な解釈改憲 —安保法制懇報告

[連載]いま語る-59

阪口 博子さん(高校生平和大使派遣委員会)

が、軍縮諮問委員会の勧告を支持し、具体的取り組みを求めていることを国連軍縮局及び関係する政府代表部に伝えることを目標に2つのことを計画した。第1は、NEA-NWFZを支持する自治体首長署名を長崎・広島両市長から潘基文国連事務総長に直接手渡すこと、第2が日韓モンゴルNGOによる市民フォーラムの開催である。

まず4月28日、国連本部において田上富久長崎市長、松井一實広島市長がそろって潘基文事務総長に面談し、日本の自治体の30%に当たる署名であることを記した書面とともに手渡した(1ページ写真)。このことの国際的なインパクトについて、2日後の市民フォーラムでランディ・ライデル氏(国連軍縮部上級政務官)は、署名の重要性に触れた上で、「これは核軍縮関連の問題が、日本の国内レベルにおいて真剣に受け止められていることの拡がりを象徴して」おり、「このイニシアチブは、地域的非核兵器地帯のすべてが、核兵器のない世界を実現するための長期的目標につながっていることを想起」させてくれると述べた(資料1に抜粋)。

国連、政府関係者も参加した 市民フォーラム

市民フォーラムは、4月30日、ピースデポ、ピースポート(日本)、平和ネットワーク、参与連帯(韓国)、さらにブルーバナー(モンゴル)が共催し、レリジョンズ・フォー・ピース(RfP、平和のための宗教者連合)、国際平和ビューロー(IPB)、世界教会協議会(WCC)など5国際団体が協力団体になって行われた。フォーラムは3部構成⁴で、第1部、専門家による北東アジア非核兵器地帯に関するレクチャー、第2部、北東アジアの自治体、宗教者、国会議員、及びNGOからの報告、第3部、それを受けて国連関係者、米中ロ日韓5か国の政府代表部⁵からのコメントである。

まず、首長署名を国連に提出した長崎・広島両市長から発言をいただいた。田上長崎市長は、「核兵器の役割と意義の低減」には、核抑止依存国にも非核兵器地帯の創設などにより核の傘から脱却する努力が求められると強調した。松井広島市長は、「2020ビジョンの推進に当たり、北東アジアの非核兵器地帯化は、世界平和の実現に向けた重要なアプローチの一つに位置付けられる」とした。

次に宗教界から参加したRfPの杉野恭一副事務総長が、RfPはNEA-NWFZを支持し行動することを表明し、14年8月、北朝鮮(DPRK)代表も参加するアジア会議総会においてNEA-NWFZに関する多宗派間での可能な限りの合意を目指す述べた。

これらを受けランディ・ライデル、及びイストバン・ギアルマティ大使(国連軍縮諮問委員会議長)(ハンガリーからスカイプ)が、5か国政府代表部メンバーの前でコメントを述べた。ランディ・ライデル氏は、諮問委員会の勧告を紹介しつつ、北東アジアには、北朝鮮のミサイル・核実験など厄介な問題はあるが、市民社会からの働きかけが重要であるとした。さらに国連として、市民社会の努力を支持し、また国連なりの貢献ができることを強調した。イストバン氏は、北朝鮮の核問題を解決するために国連も非核兵器地帯に関する議論を考慮すべきだと述べた。

さらに米国を除く4か国の政府関係者が個人資格ではあるがコメントをした。ロシア、中国は、非核兵器地帯を支持するとしつつも、地帯内の国の姿勢が最も重要とした。韓国は、核実験を繰り返す北朝鮮の姿勢を批判した。日本は、周辺に3つの核兵器国が隣接しているという他の地帯と異なる地理的環境をどう考えるかが重要であるとした。発言内容そのものに前進はないが、13年の第2回準備委員会(ジュネーブ)の時のワークショップに続いて各国が発言した意味は大きい。

最後に、共催及び協力団体の連名で共同声明(資料2)を採択した。今回の取組みは、北東アジアの市民社会が、この問題に真剣に取り組んでいることを国連や政府代表部に届ける上で一定の意味を持った。これを踏み台にして、今後、NEA-NWFZに関する日韓両政府への働きかけを強め、国連の動きを促進するために、自治体に加えて、日韓両国の宗教界や国会議員に支持の声を広げていくことが極めて重要である。(湯浅一郎)M

注

- 1 本誌第438号(13年12月15日)。
- 2 本誌第433-4号(13年10月15日)。
- 3 本誌第435号(13年11月1日)。
- 4 プログラム、及び共同宣言を含む資料はピースデポの次のサイトにある。
www.peacedepot.org/e-news/2014NPTforum.pdf
- 5 各国の参加者は以下:大韓民国代表部キム・イル・フーン一等書記官、中国代表部ル・シン二等書記官、ロシア代表部グレブ・マスロフ不拡散軍縮担当官及び日本外務省西田充軍縮・不拡散専門官並びに米国代表部ジョン・G・フォックス多国間核・安全保障担当課長。

【資料1】ランディ・ライデル国連軍縮部上級政務官の発言

2014年4月30日、ニューヨーク

(前略)

これらのグループは、核軍縮における断固とした努力と、地域の非核兵器

地帯のビジョンと、それを達成するための戦略を起草する活動に力を入れていることで注目されます。このような取り組みの中には、田上富久長崎市長の支持の下、2009年に開始された署名の推進が含まれます。先週の月曜日、国連事務総長は、この北東アジア

非核兵器地帯を支持する543名の首長署名を受け取りました。

その署名の推進力は重要です。これは核軍縮関連の問題が、日本の国内レベルにおいて真剣に受け止められていることの拡がりを象徴しています。第2に、軍縮への人道的アプローチ

が世界的にますます注目を集めている一方、これらの署名は、核兵器使用の恐るべき結果を目撃した国から出ています。このイニシアチブは、地域的非核兵器地帯のすべてが、核兵器のない世界を実現するための長期的目標につながっていることを想起させてくれます。(略)。

北東アジアの場合、イニシアチブは、地域内のいくつかの国、すなわち、日本、韓国、モンゴルの志を同じくするNGOから出てきています。(略)。その成果は、市民社会の勝利を表現するものとなり、ボトムアップ・アプローチが実際に具体的な結果を生み出すことを証明するでしょう。

非核兵器地帯の設立は、グローバルな核不拡散・核軍縮の規範を推進し、国際の平和と安全を強化するための進歩的なアプローチです。非核兵器地帯は、NPTに見られるものを上回る支配力を体現しています。非核兵器地帯の国々は、核兵器国から法的拘束力のある安全保証を得ています。条約は、地域における核兵器の基地を明示的に禁止し、関連する誓約の履行のための機構を設立します。(略)。簡単に言えば、非核兵器地帯は核軍縮を進める一方、NPTに基づくグローバルな核不拡散体制をも強化します。

にもかかわらず、北東アジア地域の

状況は、克服すべきいくつかの厄介な課題が存在することは事実です。DPRK(朝鮮民主主義人民共和国)がNPTからの脱退を宣言した後、地域に不信の雰囲気形成される中で、DPRKによる核・ミサイル実験が続いてきました。さらに、6か国協議の挫折はもう一つの災難でした。

ある人は、このような展開から、北東アジア非核兵器地帯の見通しは非現実的であると主張するかもしれません。しかし、これは、ただ「平和と軍縮のどちらが先にこねばならないのか」という古典的な質問に過ぎません。平和が最初に来なければならないという人々は、軍縮の進展が信頼醸成措置を提供することによって、いかに平和に貢献することができるかを理解しない傾向がありますが、平和と軍縮は明らかに相補的な関係にあります。政治的和解を促進する上での進展は、その地域から核兵器を排除する合意に達するのに役立ちます。(略)。

非核兵器地帯と地域および世界の安全保障との関係については、国連軍縮諮問委員会のメンバーも重要な問題として認識しています。昨年、委員会はこの問題に対処し、事務総長にいくつかの提言を行っています。委員会は、「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動を検

討すべきである」と勧告した一方、一部のメンバーは、この地域で非核兵器地帯を設立することは難しい作業になるという懸念を表明してもいます。ここにおいて、市民社会の役割は非常に重要になります。皆さんの努力と共通の目的意識と共に、世論を動員し、核兵器のない地域と世界の両方に貢献する取り組みを推進し続けることが求められるのです。皆さんは、検証、保障措置、地理的範囲、同盟の誓約による影響およびその他の問題など骨の折れる課題を質問し、また答えることによって、非核兵器地帯を設立するとの提案を始めるべき地域国からの懸念や反対を克服できる潜在力を持っています。

国連は、なすべき独自の貢献を持っています。事務総長がかつて述べたように、「国家はこの分野で鍵となる決定を行います。しかし、国連には果たすべき重要な役割があります。我々は国家が彼らの共通の利益に奉仕する規範について合意することができる中央の議論の場を提供します。」

国連とUNODAは、皆さんの努力に対し支援と奨励を継続します。我々は、地域的な非核兵器地帯が「核兵器のない世界」という最終目的地への道を前進させる一歩だと思っています。(訳:ピースデポ)

【資料2】北東アジアにおける非核兵器地帯の促進を求める共同声明

今、北東アジアの非核化について、状況を変えうる新たな環境が生まれている。2013年7月、国連事務総長の軍縮諮問委員会が「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯(NEA-NWFZ)の設立に向けた適切な行動を検討すべきである」との画期的な勧告を行った。また13年9月の国連ハイレベル会合において、モンゴルのエルベグドルジ大統領は、NEA-NWFZの設立への検討作業を非公式に行う準備があることを表明した。

そうした中、核兵器の非人道性を訴え、「核兵器がふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっています」とする「核兵器の人道的影響に関する共同声明」への賛同が広がりを見せた。同年10月の国連総会に提出された4回目の声明では、国連加盟国の3分の2が賛同し、「戦争被爆国」である日本政府が初めて賛同した。

我々、日本、韓国、モンゴルを中心としたNGOグループは、03年以来、北東アジア非核兵器地帯設立への努力が、グローバルな「核兵器のない世界」へ向けて大きく寄与するとの観

点から、北東アジア非核兵器地帯を求める様々な会議をくり返し開催した。また、北東アジアでは、自治体、宗教界、国会議員など様々な社会領域で北東アジア非核兵器地帯を求める声が強まってきている。日本では、NEA-NWFZの設立を支持する自治体首長の賛同署名が14年3月現在543名に達している。

上記の認識の下、我々は、14年4月30日、2015年NPT再検討会議第3回準備委員会が開催されているニューヨーク国連本部において、日韓モンゴルNGOが共催し、5つの協力団体の下、市民フォーラム「北東アジア非核兵器地帯の設立へ、今、行動の時」を開催した。この場で、我々は、北東アジア非核兵器地帯設立の可能性に関する議論を開始する必要性を強く確信することを直接的に表現することを目指した。そのために、専門家、自治体、宗教界、国会議員、そしてNGOから、北東アジアにおける多様な領域で進められている取組みを報告し、朝鮮戦争休戦協定の平和協定への転換を含む包括的なアプローチの必要性について合意した。

「核兵器のない世界」の実現のためには、すべての国が核兵器に依存する安全保障政策から抜け出す道を追求

する責任がある。他の地域がそうであるように、北東アジア非核兵器地帯の設立は、関係国にその道筋を提供する。そのような政策を獲得するための政治的イニシアチブは、地域国が、6か国協議の枠内においてその問題を議論する努力を補うことができるだろう。

本NGOフォーラムの参加者である我々は、北東アジア非核兵器地帯設立の可能性についての非公式的な形の議論を始める努力を強く支持し、この挑戦においてともに働くことを宣言する。世界中の国政、地方政治にたずさわる政治家、市民団体及び個人が、北東アジア非核兵器地帯を支持し、その実現のためにともに力を出しあうことを呼びかける。

2014年4月30日
ニューヨーク、米国

署名団体(アルファベット順):
ブルーバナー(モンゴル)、国際平和ビューロー(IPB)、ノーチラス研究所、ピースボート(日本) ピースデポ(日本)、平和ネットワーク(韓国)、参与連帯(韓国)、レリジョンズ・フォー・ピース(RfP)、世界教会協議会(WCC)

(訳:ピースデポ)

2014年4月24日、マーシャル諸島共和国は、アメリカ合衆国および他の8か国の核兵器保有国が核軍縮交渉の義務を怠っているとして国際司法裁判所(ICJ)に提訴した。

ここに紹介するものは、提訴を踏まえて15年NPT再検討会議第3回準備委員会において行われたトニー・デブルム・マーシャル諸島共和国外相の演説である。

【資料】トニー・デブルム・マーシャル諸島共和国外相演説(抜粋訳)

2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議第3回準備委員会
2014年4月28日、ニューヨーク

(前略)

議長、

マーシャル島民は、核兵器の使用を防ぐ必要性に関連して発言すべき最も重要な体験の一つをしています。これは、核軍縮のためのより大きな努力に、拍車をかけるものになるでしょう。

私は、マーシャル諸島が核実験場として使用されたことは、国連信託統治として、完全に国連の許可と管理の下で行われたものであったことを、この会議に想起させねばなりません。実際、私が知る限り、国連が核兵器の実験および使用を特別に許可した事例は、1954年に採択された国連信託統治決議第1082号、そして1956年に採択された国連信託統治決議第1493号によるものだけです。我々は、1946年から1958年の間に67回の核実験を経験しましたが、その爆発規模は、12年間、毎日1日当たり広島原爆1.6個分に相当します。これはただ歴史的な問題ではありません。今日、その結果は、いかなる国家や民族も背負ってはならない重荷として我々に残されているのです。マーシャル諸島における核実験の経験は、結果的に核不拡散のみならず究極的な核軍縮を追求するよう世界に衝撃を与えました。

私がここに来た理由は、この核実験を行った、以前には国連を管理する権限を握っていたアメリカとの二国間の問題を取り上げるためではありません。事実は自ら明らかになるもので、太平洋諸島フォーラムの首脳、また最も重要なのは、国連特別報告者の2012年報告により認められてきたのです。これは、人権問題が漏れなく扱われるジュネーブの国連人権理事会において、普遍的・定期的レビューを通じた方法を含め審査される予定です。むしろ、私がここに来た理由は、核兵器の危険性とその結末を、国連、とりわけその参加国にもう一度想起させる必要があるとすれば、それはマーシャル諸島ではないかと問うためです。

この会場には、核不拡散条約(NPT)の下で究極的な軍縮を実現するという重大な責任を持った、大臣や軍縮大使や専門家が世界中から集まっていますが、私は、今日ここに、核爆発を直接目撃した人がどのくらいおられるか、ぜひお聞きしたい。

私はその一人です。私は核の目撃者であり、北部マーシャルのリキエツ環礁で起こったことは私の記憶に強く残っています。核実験プログラムが実施された12年

間、私は少年としてずっとそこに住んでいました。そして、私が9歳だった60年前の1954年、ビキニ環礁でのブラボー水爆実験の時に見た白い閃光を鮮明に覚えています。それは広島原爆より1000倍も強力なもので、国際社会に本当に衝撃を与え、行動を呼び起した事件でした。

マーシャル諸島での核実験に関する国連信託統治決議と関連文書は、黄色くなった紙が指の中でこなごなに砕けるように色あせていて、そのうちのいくつかは丸ごと紛失しましたが、我々マーシャル島民の記憶と体験は色あせていません。世界は、核の脅威が深刻で重大なものではなく、まるでちょっとしたリスクのように扱い、本当の要点を見逃しているように見えます。私は、NPT加盟国に対し、このような私の懷疑が間違っていることを証明してくれるようお願いしたい。

議長、

非常に多くの他の国と同じく、マーシャル諸島共和国も、核兵器のもたらす壊滅的な結果に対する認識が核軍縮に向けたあらゆるアプローチや取り組みの下支えとなるべきであると確信しています。核兵器がふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっています。そして、それを保証する真に普遍的な方法は、NPTの目標を達成することやその普遍性を実現することを通じたものを含め、核兵器を全面廃棄することなのです。国連およびNPT参加国として、私たちの共通の目標は、核兵器の拡散を止めることだけではなく、さらに核兵器のない世界における平和と安全を求めることになるべきです。

マーシャル諸島は、全てのNPT加盟国に対し条約の義務を達成するよう促します。これはブロック政治の問題ではなく、集団的安全保障の問題です。例えば45年以上前にできたこの条約の目標が、今もなお有効だとしても、それに相応しい政治的な意志や十分な進展は伴っていないように見えます。我々は、ほぼ五十年間、約束に約束が積み重なる、終わりのないサイクルを見て来たのです。

コンセンサスで採択された2010年のNPT行動計画は、その具体的かつ期限を定めた行動を通じて、誰もがNPTの履行の進捗を測る重要なベンチマークです。しかし、この行動計画は、またNPTの履行における深刻で重大な欠点を現しているとも思われます。法的義務が果たされていないままで

あること、そして、我々がNPTの定める目的の下で、数十年の外交をしたものの、最終的決着まではまだまだ遠いことは疑いの余地がありません。

軍縮は政治的な意志なしには不可能です。そこで、我々は、全ての核保有国に対し、効果的かつ確実な軍縮を前進させる彼ら責任を果たすために、努力を強化するよう促します。マーシャル諸島は、核保有国の間での重要な二国間の進捗を認めますが、さらに、NPTの共通かつ普遍的な目的まではまだ不十分であることを強調します。国際法と法的義務は、ただのあるページに書かれている空言ではありません。むしろ、それは、国家間または私たちの国際的な共通目的における義務と誓約のもっとも真摯な形態です。

これが、私が最近、国際司法裁判所(ICJ)などに、共同代理人として世界の主要な核保有国に対して提訴をした理由です。国際条約の中で法的拘束力のある義務を作る者および国際慣習法に拘束される者は、それらの誓約と義務を追求する責任があり、それを担わなければなりません。

さらに、マーシャル諸島は、全てのNPT加盟国に、関連条項の下で原子力を平和目的で使用する正当な権利があると認めます。ただ、その際には、必ず最高水準の安全を確保する義務が課されます。マーシャル諸島は、いかなる虚偽の隠蔽や議論の余地のない濫用の場合、これらの権利は行使されないことを強調します。なお、NPTそのものは、都合によって入れたり切ったりする電灯スイッチではありません。加盟国は、条約に違反した場合、または、全ての国や我々皆を含む国際社会の憂慮事項である撤退条項を悪用した場合、最大限の責任を取らなければなりません。

マーシャル諸島は、太平洋または世界で、核実験によって破壊を被った唯一の国ではありません。マーシャル諸島による非核太平洋のための支援は、長い間、他の協定によってあいまいにされてきました。そして、我々は、米国がラトonga条約議定書に新たな視点を提供したことに励まされています。我々は、太平洋の近隣諸国とともに、国際安全保障に合致した方法で、核兵器のない太平洋を支援していくという大望を再度、表明します。ありがとうございます。コモールタタ。

(訳: ピースデポ)

2014年4月29日、米国防総省は備蓄核兵器に関するファクトシート（下記の囲みに全訳）を公表し、10年5月3日に初公表した情報のアップデートを行った。いずれも核不拡散条約（NPT）再検討会議またはその準備委員会の開幕に合わせたタイミングである。ピースデポによる「地球上の核弾頭全データ」最新版（本誌第430-1号、13年9月1日）では、米国の核弾頭（退役弾頭除く）の合

計を4,650発としている。本ファクトシートの4,804発との154発の違いは、退役作業の遅れによるものと考えられる。

ファクトシートには2010年と同様に、戦略核及び非戦略核、予備弾頭などの内訳や、退役弾頭や解体待ち弾頭などの数は示されていない。「透明性の向上」をうたうのであれば、今後これらのデータについても公開されることが求められる。

【資料】米務省ファクトシート「米国の備蓄核兵器に関する透明性」 2014年4月29日

米国は、2010年5月発表の情報のアップデートとして、備蓄核兵器に関する新たに機密解除される情報を公表する。世界の備蓄核兵器に関する透明性の向上は、核不拡散条約（NPT）の下での諸コミットメントを含む核不拡散努力にとって、そして、さらなる削減・配備／非配備、及び戦略／非戦略核兵器のすべてを対象とする一追求にとって重要である。

備蓄

2013年9月現在、米国の備蓄核兵器は、4,804個の核弾頭から構成される。この数は、1967会計年末の核兵器数の最大値（31,255発）より85%、89年末のベルリンの壁崩壊時のレベル（22,217発）より78%少ない。下図は1945年から2013年9月30

日までの備蓄核兵器数の推移を示すものである。

（訳注：本ページの図は図注のとおりピースデポが作成した。）

核弾頭の解体

1994会計年度から2013会計年度までの間に、米国は、9,952個の核弾頭を解体した。2009年9月30日から、米国は、1,204個の核弾頭を解体した。この他に数千発の核兵器が、現在、退役して解体を待っている。

非戦略核兵器

米国の非戦略核兵器数は、1991年9月30日から約90%減少した。

- 【定義】* 備蓄核兵器には、活性と不活性の両方の弾頭が含まれる。活性弾頭には、作戦で即使用可能な状態が維持された戦略及び非戦略兵器、短時間内に配備可能な弾頭、及び兵站予備の弾頭が含まれる。これらには、トリチウム・ボトルその他の寿命が限られた部品（LLC）が装着されている。不活性弾頭は貯蔵所内に非作戦状態で維持されているものであり、トリチウム・ボトルは取り外されている。
- * 退役弾頭は、運搬手段から撤去され、機能できない状態にあり、備蓄核弾頭の一部とは見なされない。
- * 解体待ち弾頭は、全弾頭数の大部分を構成し、新START条約の履行によって増加し、不必要な弾頭は退役となる。
- * 解体済み弾頭は、部品にまで分解された弾頭である。

備蓄核弾頭数 (1945-1961 会計年) (1993年12月、 エネルギー省)

1961年以前の弾頭数は、国務省ファクトシートには示されていない。93年のエネルギー省の公表データによりピースデポが補足した。
(出典: www.osti.gov/opennet/forms.jsp?url=document/press/pc26tab1.html)

1945	2
1946	9
1947	13
1948	50
1949	170
1950	299
1951	438
1952	841
1953	1,169
1954	1,703
1955	2,422
1956	3,692
1957	5,543
1958	7,345
1959	12,298
1960	18,638
1961	22,229

備蓄核弾頭数(1962-2013会計年)

(1962年より前のデータは93年12月、エネルギー省が公表している)

1962	25,540	1979	24,138	1996	11,011
1963	28,133	1980	24,104	1997	10,903
1964	29,463	1981	23,208	1998	10,732
1965	31,139	1982	22,886	1999	10,685
1966	31,175	1983	23,305	2000	10,577
1967	31,255	1984	23,459	2001	10,526
1968	29,561	1985	23,368	2002	10,457
1969	27,552	1986	23,317	2003	10,027
1970	26,008	1987	23,575	2004	8,570
1971	25,830	1988	23,205	2005	8,360
1972	26,516	1989	22,217	2006	7,853
1973	27,835	1990	21,392	2007	5,709
1974	28,537	1991	19,008	2008	5,273
1975	27,519	1992	13,708	2009	5,113
1976	25,914	1993	11,511	2010	5,066
1977	25,542	1994	10,979	2011	4,897
1978	24,418	1995	10,904	2012	4,881
				2013	4,804

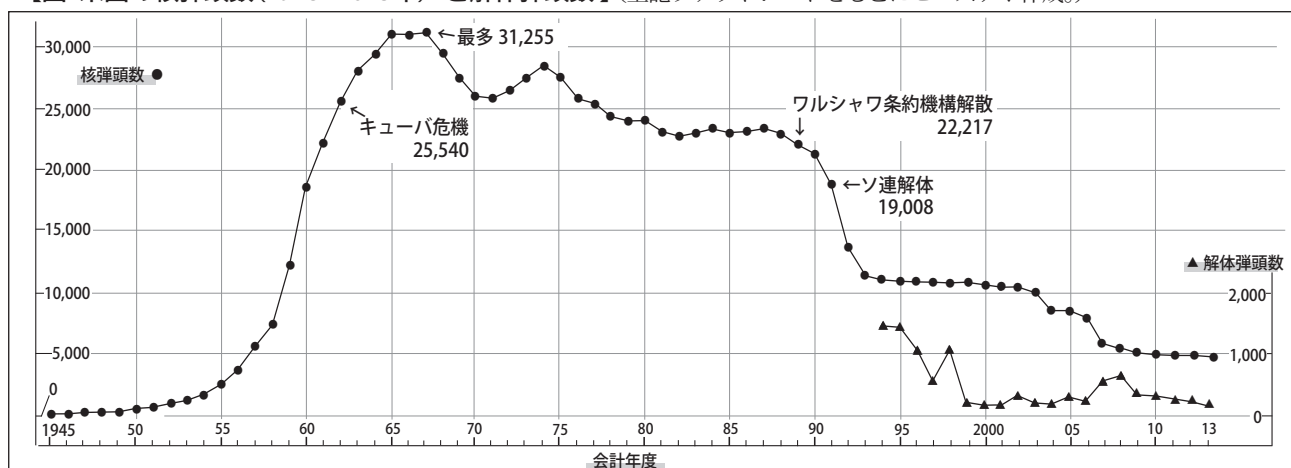
* 退役となり解体を待っている核弾頭は含まない。

解体核弾頭 (エネルギー省) (1994-2013会計年)

1994	1,369
1995	1,393
1996	1,064
1997	498
1998	1,062
1999	206
2000	158
2001	144
2002	344
2003	222
2004	206
2005	280
2006	253
2007	545
2008	648
2009	356
2010	352
2011	305
2012	308
2013	239
合計	9,952

(訳：ピースデポ／出典：www.state.gov/t/avc/rls/225343.htm)

【図：米国の核弾頭数(1945-2013年)*と解体弾頭数】(上記ファクトシートをもとにピースデポ作成。)



NPT再検討会議準備委員会に参加して

なかむら みつたか
中村 充孝

(明治学院大学国際学部3年)

左:筆者。右:金マリア
(ピースデポスタッフ)。
2014年5月、ニューヨーク
国連本部内にて。



私は今回、ピースデポの会員・購読者の皆さまからのカンパをいただきまして、ニューヨークの国連本部で開かれた2015年NPT(核不拡散条約)再検討会議第3回準備委員会(4月29日～5月9日)に参加させていただきました。私は4月26日から5月7日までの12日間、ニューヨークに滞在し、本会議を傍聴したり、ピースデポをはじめとする日韓蒙共催のNGOフォーラムのお手伝いをしたり、若者間の交流、NGO関係者や政府関係者との対話など、様々な経験をする事ができました。

私は高校生の時に東京で3.11を経験し、「核」は人間がコントロールできるものではない、ということを感じました。大学に進学し、授業やサークル活動の中で「ヒロシマ」と「ナガサキ」に触れ、また自分が見た「フクシマ」の原発事故が世界中に反核・非核のセンセーションを巻き起こしているということを知りました。そして現在大学では国際政治・平和研究を専攻し、核軍縮の歴史などについて学んでいます。

ピースデポには前述のサークル活動の延長線上でいつもお世話になっており、毎年8月に広島と長崎を訪れる際には旅のコーディネートをしていただいています。今回、海外派遣生としてお声をかけていただいたことに心から感謝をしています。

この派遣において印象的であったことの第一に、国連の会議場の雰囲気挙げられます。本会議場では国家間の国益をかけた外交交渉が続きますが、各国の議論に対する熱意はまちまちで、特に軍縮のセッションにおいては、核兵器国のグループと、いわゆる「核の傘」のグループと、そしてその他の国々とは、政府代表の演説に大きな差を感じました。準備委員会の直前に国際司法裁判所に訴訟を起こしたマーシャル諸島は、「わが国は広島と同じ状況が12年間も続いていた」「自分が9才のときに見た閃光は忘れもしない」と迫力ある演説を行い、会場は拍手に包まれました。

第二に、外交官とNGOのせめぎ合いです。私は本会議場で会議を傍聴する傍ら、NGOの若者グループとして、様々な国の外交官と接触することができました。どの国も緻密なスケジュールの中で会合の時間を設けてくれ、自国の立場を説明したり、私たちの質問に答えたりと、正直に対応してくれていると感じました。しかし前提として、「この会合で話した内容は口外してはならない」という約束があり、外交交渉の厳格さを実感しました。NGOの動きや要求に各国政府が応えざるを得ない状況を作り出せていると感じる一方で、まだ政府と市

民の距離は大きく開いていると感じました。

第三に、若者との交流です。それまで日本国内で反核の声をあげる若者があまりいない、と思っていた私は、ニューヨークでその考えを覆されました。近年、BANg(Ban All Nukes generation)という、欧州発の非核若者ネットワークがNPTの会議場で様々なアクションを起こしたり各国政府に働きかけを行ったりしています。昨年の準備委員会に引き続き、今年も本会議場でのYouth Statementを発表する機会を獲得し、若者代表がスピーチを行うなど、その影響力を徐々に拡大しています。私も多くの時間を彼らと共に過ごしました。また、長崎県・市・大学間の協定によって派遣されたナガサキ・ユース代表団は、核廃絶の火を途絶えさせないために被爆地の声を一つでも多く世界へ届けようと努力しているのが印象的でした。そして特に印象深かったのは、サイドイベントでNWCのシミュレーションを行っていたドイツの学生との交流でした。彼らが私たちに尋ねたのはもっぱら「3.11を経験したにもかかわらず、日本はなぜ原発をやめようとしなかったのか」ということでした。NPT上の議論に関わらず、日本は世界から「ヒロシマ」「ナガサキ」「フクシマ」として認識されている側面があるということがわかります。「核」の恐ろしさをその歴史上もっとも深くわかっているはずの日本の政府が、なぜ核廃絶へのイニシアチブをとらないのか—これが世界の日本に対する認識でした。

今回の滞在ではNPTの議論における実際の交渉過程を体感することができたと同時に、日本という立場の持つ価値や核廃絶におけるそのプレゼンスの重要性にも気づくことができました。マーシャル諸島の政府代表のように、「被害者」からの訴えは世界を揺るがします。同様に、69年に渡り「核」というものによって苦しめられてきた日本の歴史が持つインパクトは非常に大きいと思います。ただ、現在の政府の立場だとそれを正面から世界へ訴えて「核兵器の禁止」へと繋げることが出来ていない現状があります。いかにしてその立場を一步先へと前進できるか。それは私たち市民の声をいかにして国の政策に反映させていくかに委ねられていると思います。

最後になりますが、この経験は、私の派遣に際しご協力いただいた関係者の皆さま、ならびにカンパのご協力をいただいた皆さまのご厚意なしには実現しませんでした。改めて心より感謝申し上げます。

粗雑な安全保障論で解釈改憲を正当化

集団的自衛権の行使容認を主張

安倍晋三首相が設置した私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下、安保法制懇)が5月15日、報告書¹を発表した。

安倍首相は第一次政権時代の07年4月に安保法制懇を設置したが、同年9月に政権が倒れたため、懇談会は後ろ盾を失う。翌08年6月に次の福田康夫首相に対して報告書がいちおう提出されたものの、そのまま店ざらしになっていた。確認しておく、この第一次懇談会の報告書は「4つの類型」に関して検討を加え、次のような提言を行っている。

- ①自衛隊が公海における米艦の防護ができるように、集団的自衛権行使を現憲法下で容認すべき。
- ②自衛隊が米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃ができるように、集団的自衛権行使を現憲法下で容認すべき。
- ③国連の平和維持活動(PKO)などへの参加は憲法9条で禁止されておらず、他国部隊への駆け付け警護などを認めるべき。
- ④PKOに参加する他国軍への後方支援について、「武力行使との一体化論」を適用することをやめ、認めるべき。

12年12月に誕生した第二次安倍政権は、13年2月、満を持して2度目の安保法制懇設置を発表した。座長の柳井俊二・元外務次官、座長代理の北岡伸一・国際大学学長を含め、委員は14名である。

5月15日に発表された第二次報告書は、「I.憲法解釈の現状と問題点」「II.あるべき憲法解釈」「III.国内法制の在り方」の三部構成になっている。すでに広く報じられているように、総じていえば、①集団的自衛権の行使ができるように現行憲法の解釈変更を求め、②国連の集団安保、PKO、国際治安協力などへの参加は憲法上何ら問題はないとの認識の下、自衛隊のさらなる関与を求め、③離島への武力集団の侵攻など、「武力攻撃に至らない侵害」(いわゆるグレーゾーン事態)における迅速な自衛隊の活動を可能とする法整備を提言するものであった。

明文の改憲によらず現行憲法の解釈変更だけでこれらのことが可能かどうかという憲法論は専門家に任せ、立ち入らないことにする。ここで問題にしたいのは、安保法制懇の提言に沿って

法整備を行い自衛隊の権限を強化することで、日本の安全が向上することになるのか、という点である。

6つの事例

報告書は、日本を取り巻く安全保障環境の変化にかんがみて、日本が対応を迫られる場合がありうる6つの事例を特に取り上げて検討している(ただし、報告書は限定列举したわけではない)。6つの事例それぞれについて、報告書の内容を紹介したうえで、安全保障論の観点から筆者のコメントを加えてゆく。

①事例1:我が国の近隣で有事が発生した際の船舶の検査、米艦等への攻撃排除

報告書はこう述べる。「我が国の近隣で、ある国に対する武力攻撃が発生し、米国が集団的自衛権を行使してこの国を支援している状況で、海上自衛隊護衛艦の近傍を攻撃国に対し重要な武器を供給するために航行している船舶がある場合、たとえ被攻撃国及び米国から要請があろうとも、我が国は、我が国への武力攻撃が発生しない限り、この船舶に対して強制的な停船・立入検査や必要な場合の我が国への回航を実施できない。(中略)しかし、このような事案が放置されれば、紛争が拡大し、やがては我が国自身に火の粉が降りかかり、我が国の安全に影響を与えかつ国民の生命・財産が直接脅かされることになる」。

【コメント】北朝鮮による韓国侵攻、中国による台湾侵攻が念頭にあると思われる。報告書は、「このような事案が放置されれば、紛争が拡大し、やがては我が国自身に火の粉が降りかかる」と述べているが、朝鮮半島有事や台湾海峡有事がすぐさま日本有事につながってしまうのかのような認識は、いかなる根拠によるものだろうか。臨検や米艦への攻撃排除に加わることで、かえって「我が国自身に火の粉が降りかかる」事態となってしまうものと思われる。

②事例2:米国が武力攻撃を受けた場合の対米支援

報告書は、01年の米国同時多発テロ事件後の米国による自衛権行使の例を挙げ、このような

ケースで自衛隊が米軍の軍事行動を支援できるようにすべきだと述べる。また、次のような認識を示している。「我が国を攻撃しようとする国は、米国が日米安全保障条約上の義務に基づき反撃する可能性が高いと考えるからこそ思いとどまる面が大きい。その米国が攻撃を受けているのに、必要な場合にも我が国が十分に対応できないということであれば、米国の同盟国、日本に対する信頼は失われ、日米同盟に甚大な影響が及ぶおそれがある。日米同盟が揺らげば我が国の存立自体に影響を与えることになる」。

【コメント】興味深いのは、報告書が、アフガン戦争のようなケースにおいて日本が集团的自衛権を行使して米国に加勢することを、短期的な日本の安全確保という観点よりも、中長期的な日本の国益という観点から正当化していることである。短期的には、米国に加勢することでむしろ日本は危険にさらされることになる。「いま助けておけば、のちのち助けてもらえる」という中長期的な期待が短期的なリスクを上回るという前提なのだろうが、いざ日本が直接の攻撃にさらされた時、米軍が具体的にどのような作戦行動をもって日本を防衛することになるのか、現実には何の保証もない。

③事例3:我が国の船舶の航行に重大な影響を及ぼす海域(海峡等)における機雷の除去

報告書は、湾岸戦争時のイラクによるペルシャ湾での機雷敷設の例を挙げつつ、「今後、我が国が輸入する原油の大部分が通過する重要な海峡等で武力攻撃が発生し、攻撃国が敷設した機雷で海上交通路が封鎖されれば、我が国への原油供給の大部分が止まる。これが放置されれば、我が国の経済及び国民生活に死活的な影響があり、我が国の存立に影響を与えることになる」と述べている。

【コメント】自衛隊による掃海活動で短期的に原油輸入が回復することになっても、中長期的には、当該攻撃国を敵に回し、日本の安全が脅かされる可能性は捨てきれない。

④事例4:イラクのクウェート侵攻のような国際秩序の維持に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生した際の国連の決定に基づく活動への参加

報告書はこう述べている。「イラクのクウェート侵攻のような国際秩序の維持に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生し、国際正義が蹂躪され国際秩序が不安定になれば、我が国の平和と安全に無関係ではあり得ない。例えばテロが蔓延し、我が国を含む国際社会全体へ無差別な攻撃が行われるおそれがあり、我が国の安全、国民の生命・財産に甚大な被害を与えることになる」。

【コメント】クウェート侵攻を放置すれば、テロ

が蔓延する世界になったかのような書き方がなされている。しかし、クウェート侵攻を押しとどめた湾岸戦争の「成功」こそが、当時サウジアラビアにいたウサマ・ビンラディンの反米傾向を強め、のちの9・11テロなどにつながっていくのである。クウェート侵攻のようなケースにおいて、日本が軍事的な措置に参加することになれば、むしろ日本はテロの標的になるであろう。

⑤事例5:我が国領海で潜没航行する外国潜水艦が退去の要求に応じず徘徊を継続する場合の対応

報告書は、「その潜水艦が執拗に徘徊を継続するような場合に、その事態が『武力攻撃事態』と認定されなければ、現行の海上警備行動等の権限では自衛隊が実力を行使してその潜水艦を強制的に退去させることは認められていない。このような現状を放置してはならない」と主張する。

【コメント】「執拗に徘徊」とは具体的にどのように定義されるのであろうか。「強制的に退去させる」ことになれば必ずや武力の行使を含むことになるだろうが、これを「防衛出動」によらず行えるような法整備がなされることになれば、軍事力行使のハードルが下がり、紛争はよりエスカレートしやすくなる。

⑥事例6:海上保安庁等が速やかに対処することが困難な海域や離島等において、船舶や民間人に対し武装集団が不法行為を行う場合の対応

報告書は、このようなケースにおいて「海上警備行動や治安出動、防御施設構築の措置等の発令手続を経る間に、仮にも対応の時機を逸するようなことが生じるのは避けなければならないが、部隊が適時に展開する上での手続的な敷居が高いため、より迅速な対応を可能とするための手当てが必要である」と訴える。

【コメント】ここでもまた、事例5と同じく、グレーゾーン事態における自衛隊の活動権限を拡大することによって、紛争のエスカレーションの危険が生じる。

報告書はこのように、軍事力の強化によって日本の安全を確保するという前提に貫かれているが、それがむしろ相手方の過激な反応を呼び込んで日本の安全を脅かす可能性(いわゆる「安全保障のジレンマ」)については、一顧だにされていない。安全保障の観点から見ただけでも、報告書の論理はきわめて粗雑なものだ。こうした認識を前提とした解釈改憲が許されないことは、言うまでもない。(山口響)¹⁾

注

1) www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai7/houkoku.pdf

核廃絶に向けた 高校生の純粋な思いに 勇気付けられ



阪口 博子さん
高校生平和大使派遣委員会スタッフ

私は、高校生平和大使派遣委員会スタッフとして、メキシコで開かれた第2回核兵器の人的影響に関する国際会議に、平和大使の小柳雅樹さんと小桜智穂さんに同行し、サポートしてきました。

13年3月にオスロ会議が開催された頃、世界は非人道性に着目し、日本政府が核兵器の人的影響に関する共同声明に署名しなかったことに対して怒っていました。私を含む長崎市民も同じでした。そこで私は、その現状を変えるには次のメキシコに行くべきだと思いました。特に、長崎で色んな運動を一緒にしてきた平野伸人先生と私は、その現状を変えるのは高校生たちだと思い、会議に高校生を派遣することに決めました。

メキシコ会議に参加するにあたり、大変な苦勞をしました。ビラやパワーポイントなど資料を英語で作らなければならなかったため、色んな人から助けていただき、やっと準備ができました。本番では、小柳さんが会議で見事なプレゼンテーションをして、会場から沢山の拍手があり、多くのカメラが彼女を撮った時は、頑張っでメキシコに来て良かったと思いました。彼女にとっても、今回の経験を通してリーダーとしての自覚ができ、すごく成長したと思います。これから先は、長崎の運動を引っ張るリーダーにもなれると思います。

私が本格的に責任を持って高校生を引率するようになったのは、昨年、高校生1万人署名活動の3年生のメンバー約30人が広島でシンポジウムを開いた時でした。学生たちは全国から集まりましたが、「福島第1原発事故によって、家族が3つに分かれて転々とした」と話してくれた福島の子が印象深かったです。高校生1万人署名は、長崎でやっている事を自分たちもやりたいと考え、各地の学生

が自ら立ち上がった活動です。地域によって温度差はあっても、それぞれの地域で皆ともに頑張っています。特に、福島や岩手から来た高校生は、自分たちが災害にあって生きるのも精一杯なのに、関わらず、署名活動を立ち上げ、核兵器のない、平和な世界を築きたいと活動しています。その姿勢はとても素晴らしいと思いました。

高校生たちの前向きさと一生懸命さは、自分たちが核兵器のない世界、そして平和な世界を築きたいという理想から生まれています。その純粋な思いを大事にしたいし、「高校生だから、今やれる」という彼らの気持ちに、大人として勇気付けられています。もしかしたら、この子たちが本当に変わってくれるかも知れないと感じるのです。

自分の子どもの頃を振り返ってみると、母は病気でいつも寝ていました。ご飯も母の兄弟や父が作ってくれたので、彼女が料理することを見た記憶はほとんどありません。薬をもらいに病院に行く姿だけが記憶にあります。母は私が小学校に入る頃から元気になって、大丈夫だと思っていたら、定年前に直腸癌を患って辞めざるを得なくなりました。4年間闘病した後、癌が肺に転移し、64歳で亡くなりました。私が38歳の時でした。

母の癌は原爆のせいだと思い、怒るようになったことが、やはり自分は被爆2世なのだということを自覚するきっかけになりました。その時初めて、核兵器廃絶のための運動が自分の使命だと思いました。県庁に勤めていた40歳頃、私は職場の友人と3人で被爆2世の運動を立ち上げました。まず、原爆被害の実相を伝えるために、被爆者の池田早苗さんの証言のテープを作りました。

それから、日本の加害の歴史を言わずに被害だけを語っていたのでは、本当の意味で戦争と原爆をなくす運動にはならないと考え、韓国人と北朝鮮の人の被爆証言をまとめました。日帝によって端島で働かされ、ものすごい苦しみを味わったソ・ジョンウさんという韓国の方が初めて故郷に帰った際に同行しました。修学旅行の高校生に彼が証言を行う姿などを映像に収め、日本が侵略を行った結果として、在外被爆者の存在があるという事実を知らせる資料として作成しました。それ以後、韓国人被爆者との付き合いも続いています。今回のメキシコ会議が土台となり、被爆者が生きているうちに核兵器禁止条約が出来るのではないかという確信を持ってました。高校生達の純粋な思いに勇気づけられ、私も頑張っていきます。

(談:まとめ、写真:金マリア)

阪口博子(さかぐち・ひろこ)
1950年長崎県生まれ、被爆2世、高校生平和大使派遣委員会スタッフ。

日誌

2014.5.6~6.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/P5=国連安保理常任理事国

●5月9日 2015年NPT再検討会議第3回準備委員会が閉幕(4月29~)。モレイ議長による最終報告を採択。

●5月15日 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)、集団的自衛権行使容認の閣議決定を求める報告書。安倍首相、基本方針を会見で説明。(本号参照)

●5月16日 P5+独とイラン、核問題包括交渉を進展なく終了。

●5月16日 インド総選挙。「国民会議派」から「インド人民党」に政権交代。

●5月19日 ロイター通信、北朝鮮の4回目の核実験について、中国が北朝鮮に中止を働き掛けたと報じる。

●5月20日 習中国国家主席とプーチン・ロシア大統領、上海で首脳会談。「歴史の改ざんと戦後秩序の破壊」に反対する共同声明発表。

●5月20日 ロシア軍、ICBM「トール」を試射したと発表。カザフスタン領内に着弾。

●5月21日 プーチン・ロシア大統領とイランのロウハニ大統領、上海で会談。プーチン大統領、イラン協力推進の立場は不変と伝える。

●5月23日 IAEA、イラン核問題の最新報告書。2月合意の7項目の措置について「計画通りに履行された」と述べる。20%濃縮ウランは82%減の38.4kgになったと報告。

●5月24日付 日本防衛省、無人偵察機グローバルホークを15年度に3機購入決定。

●5月26日 王中国外相と尹韓国外相、ソウルで会談。北朝鮮の核実験反対、非核化の対話の再開に向けて努力することで一致。

●5月26日 モディ印首相就任宣誓式に、シャリフ・パキスタン首相が出席。同式へのパ首相の出席は初。翌27日に両首脳会談。

●5月26~28日 日朝外務省局長級協議、ストックホルムで開催。拉致問題などについて引き続き政府間協議を続けることで一致。

●5月27日 集団的自衛権等に関する自公与党協議。政府、15事例を示す。

●5月29日 安倍首相、北朝鮮が拉致被害者

「原子力空母は本当に安全か!?!」

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

2014年3月20日 発行 四六判・39ページ

200円(+送料)

「横須賀を母港とする原子力空母を、2015年後半にジョージ・ワシントンからロナルド・レーガンに交代するとの通告がありました。これは、単なる空母の交代ではなく、原子力空母がこの町に居座り続けるという、新たな提案です。このままでいいのか、との思いで、このパンフレットを作りました。」(表紙から)

ご注文は
ピースデポ
まで

E-mail: office@peacedepot.org

電話: 045-563-5101 / FAX: 045-563-9907

(郵便番号、住所、氏名、電話番号、冊数をお知らせください。)



及び特定失踪者に関する再調査を実施することで合意したと発表。日本は調査進展に伴い独自制裁の段階的緩和を検討する方針。

●5月30日 日米豪防衛相会談。中国の東・南シナ海での動向を念頭に「力による一方的な現状変更」に強く反対する」との共同声明。

●5月31日 日米韓防衛相会談。北朝鮮の核・ミサイル問題で連携し、地域安定へ協力を進めるとの共同声明を発表。

●6月2日 デービス米北朝鮮担当特別代表と韓国のファン朝鮮半島平和交渉本部長、6か国協議の再開問題などを協議。

●6月4日 G7サミット、ブリュッセルで開催。ウクライナ情勢を巡りロシアに、東・南シナ海を巡り中国に警告する首脳宣言採択。

沖縄

●5月7日 名護市、沖縄防衛局提出の漁港占有申請書などに5件の不備指摘。

●5月9日付 環境省、辺野古沖を生態系保全を目指す「重要海域」に選定。

●5月9日 沖縄防衛局、名護市に補正文書提出。名護市の再提出要求には応じない意向。

●5月12日 名護市、沖縄防衛局の申請6項目中、市長権限がある4項目の回答見送り。

●5月12日付 2月、嘉手納基地内で少女暴行事件が発生していたことが明らかに。米司法省、容疑者の少年を連邦地裁へ起訴。

●5月14日付 政府、辺野古ボーリング調査に向け、キャンプ・シュワブ提供水域内への侵入者に刑法特法適用を検討。

●5月15日 日本復帰から42年。

●5月15日 嘉手納基地所属F15戦闘機からエンジン部品落下。場所不明。けが人なし。

●5月16日 稲嶺名護市長、ニューヨークで有識者・市民と交流。辺野古反対で連携確認。

●5月19日 稲嶺名護市長、米国務省訪問。ヘムシュ日本部副部長、移設推進の考えを示す。

●5月20日 稲嶺名護市長、軍事委員会所属ジリブランド上院議員補佐官と面談。米議会から自らを招いた公聴会開催を要求。

●5月20日 米ノースカロライナで訓練中の海兵隊員1人がオスプレイから転落死。

●5月21日 八重山教科書問題。県教委、竹富町を単独採択地区とすることを決定。

●5月22日付 沖縄防衛局、名護漁協と補償契約合意。補償総額36億円。名護漁協、正組合員へ1人2千万円前後の支給を検討。

●5月22日 嘉手納町議会、米軍機の部品落下事故への意見書・抗議決議を可決。

●5月22日 沖縄防衛局、キャンプ・シュワブ水域生物等調査報告書を公表。13年調査ではジュゴンの食跡や17頭の個体等を確認。

●5月23日 八重山教科書問題。文科省、竹富町に対する違法確認訴訟の提訴を断念。

●5月25日付 辺野古見直しを提唱する米民主ウェブ氏、次期大統領選出馬を検討。

●5月27日付 政府、辺野古沖ボーリング調査を7月実施の方針固める。

●5月27日 辺野古アセス訴訟控訴審判決。住民の意見陳述権を否定し、控訴棄却。

●5月27日 又吉知事公室長、米国務省を訪問。米側、普天間の運用停止時期は明言せず。

●5月30日付 政府、キャンプ・シュワブ沖の漁業制限水域を50mから200m沖に拡大。

●5月30日 嘉手納基地、航空機離発着数計4万7千回超。前年度比約27%(約1万回)増。うちF15戦闘機が約1万5千回、50%増。

●5月30日 名護漁協、辺野古ボーリング調査・岩礁粉碎工事に同意。臨時総会で可決。

●6月3日 海保、全国態勢で辺野古警備。7月から船舶・人員を沖縄へ派遣。

●6月5日 宜野座漁協、沖縄防衛局に岩礁粉碎工事反対意見書を提出。補償は求めず。

今号の略語

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国

NPT=核不拡散条約

PKO=国連平和維持活動

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遠<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」:会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、中村充孝、丸山淳一、山口響、梅林宏道